

協議第 1 号

高齢者デマンド交通「ほほえみ」運行予備車両の併用について

■協議内容

株式会社矢島タクシーに業務を委託している高齢者デマンド交通「ほほえみ」の運行予備車両について、同社の他事業で使用されている福祉タクシー及びジャンボタクシーの車両と併用としたい。

- ・ 協議前：運行車両 2 台 予備車両 1 台
- ・ 協議後：運行車両 2 台 予備車両 2 台（タクシー併用）

予備車両については、車検及び点検時や故障等緊急時に使用されるが、その際は優先的にデマンドバスの車両として使用する。

なお、運行事業者の株式会社矢島タクシーにおいては、車両の併用にあたり、国土交通省関東運輸局群馬運輸支局に対し事業計画の変更申請を行い、認可を受ける必要がある。

■併用とする理由

予備車両を 2 台用意することで併用は可能であると想定できるため。